

# 山口県沿岸漁業改善資金の基本的事項

## 1 基金の名称

山口県沿岸漁業改善資金

## 2 基金の額（令和5年3月31日現在）

造成総額 164,400千円

うち国庫補助金相当額 109,598千円

## 3 基金事業等の概要

### ① 事業の内容

沿岸漁業従事者等が自主的に経営・生活の改善等を行うことを支援するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要な資金を県が無利子で貸し付けるもので、沿岸漁業改善資金助成法に基づき昭和54年度に創設された貸付制度です。

### ② 資金の種類

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則 第4条 別表参照

## 4 申請方法

借受申請者は、下表に定める期限までに貸付申請書に、必要な書類（事業計画書及び収支計画書、当該申請者の加入する漁業協同組合長の意見書等）を添付し、事務受託機関（山口県漁業協同組合）を経由して知事に提出する。

○貸付申請書の提出期限等

関係機関 ↓ 決定時期	貸付申請書提出期限			貸付決定期日
	申請書 ↓ 事務受託機関	事務受託機関 ↓ 農林水産事務所等	農林水産事務所等 ↓ ぶらうまやまぐち推進課	
5月期	4月10日	4月15日	5月5日	5月10日～末日
8月期	7月10日	7月15日	8月5日	8月10日～末日
11月期	10月10日	10月15日	11月5日	11月10日～末日
2月期	1月10日	1月15日	2月5日	2月10日～末日

## 5 貸付決定

知事は、沿岸漁業改善資金貸付申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査の上、貸付金を貸し付けるかどうかの決定を行う。

## 6 審査基準

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則第4条別表、山口県沿岸漁業改善資金事務取扱要領第4等 参照

## 7 審査体制

- ① 農林水産事務所長等は、貸付申請書等を受理したときは、貸付申請書について、記載された事業量、対象機器、事業費等が適正であるか審査する。また、記載された事業計画が、法令、規則、基準等に適合しているかどうか審査する。
- ② 農林水産事務所長等は、外部委員を含む沿岸漁業改善資金地域運営協議会において、当資金の貸付申請についての貸付の適否に関する当該水域又は地域における沿岸漁業の振興上の見地等からの意見等について協議を行う。
- ③ 農林水産事務所長等は、沿岸漁業改善資金地域運営協議会の協議検討結果を意見としてとりまとめの上、貸付の決定に参考となるべき資料等を意見書に添えて知事に提出する。
- ④ 知事は、農林水産事務所長等及び当該申請者の加入する漁業協同組合長の意見等を参考の上、外部委員を含む山口県沿岸漁業改善資金運営会議において、総合的に審査し、貸付の適否を決定するものとする。